

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和6年3月
大阪府枚方市

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 枚方市農業の現状と課題	1
2 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み	1
3 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法	1
4 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び事項	2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する目標	2
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	2
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
[経営体営農類型]	3
(1) 生産方式	4
(2) 経営管理の方法	4
(3) 農業従事の態様	5
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の 基本的指標	5
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	5
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	5
2 枚方市が主体的に行う取り組み	5
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	6
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	6
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	6
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	6
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	7
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	7
(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地 利用ビジョン	7
(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取り組み内容及び関係機関及び関係団体 との連携等	7
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	7
1 地域計画推進事業に関する事項	7
(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法	8

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準	8
(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	8
2 農地中間管理事業と特例事業の実施の促進に関する事項	8
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地 利用改善事業の実施の基準に関する事項	8
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	8
(2) 区域の基準	8
(3) 農用地利用改善事業の内容	9
(4) 農用地利用規程の内容	9
(5) 農用地利用規程の認定	9
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	9
(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	10
(8) 農用地利用改善事業の指導・援助	10
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項等	11
(1) 農作業の受委託の促進	11
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	11
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	11
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	11
(2) 推進体制等	11
第7 その他	12
附則	12

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 枚方市農業の現状と課題

枚方市は大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、市西部は平野が広がり、東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなしている。東部に位置する穂谷地区は、昭和60年4月に農業振興地域の指定を受けており、比較的農業の盛んな地区である。市域面積のうち約1割が農地で、うち約9割が水田で、水稻栽培が中心である。昭和30年代より京阪神地域のベッドタウンとしての開発が進められ、都市化が進み、都市住民と農家との混住化が進んでいる。

このような都市化の進展に伴い、農地の減少やスプロール化による生産環境の悪化等が生じているほか、後継者不足と担い手の高齢化が課題となっている。農家の大多数は小規模で他産業の労働力として主な収入を得ており、農業の担い手は高齢者と女性で、水稻栽培を中心に軟弱野菜等を自家消費程度に生産している。一方、消費地に近接している立地条件を生かし、軟弱野菜等の生産等収益性の高い農業経営を行っている農家もある。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

枚方市は、このような農業の現状のなかで、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、枚方市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの農業経営が枚方市農業生産の相当部分を担うことを目指す。

3 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法

枚方市は、将来の枚方市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興のためにする自主的な努力を促進する。そのために、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施し、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すことを支援する。

まず、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、枚方市農業委員会と連携して、農地の借り手と貸し手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて地域計画目標地図への位置付けを進める。特に、遊休農地対策として、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

農業振興地域では、主要な農業生産の場として農業振興と農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業を活用した担い手への利用集積、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）に基づく「農空間保全地域制度」の活用を図る。

農業振興地域外でも可能な限り生産環境が維持できるように地域計画の策定や農空間保全地域制度の活用等による土地利用を進める。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進、集落営農組織の育成、農地の有効利用を促進する。

なお、農地中間管理事業の活用にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。

地域での話し合いを進めるにあたっては、地域計画の策定・見直しをベースに、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農組織の育成・法人化、多様な担い手による農業への新規参入の促進等、地域の実情に即した経営体の確保・育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地利用集積、農地貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を関係機関と連携して促進するとともに、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、枚方市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

4 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び事項

枚方市農業委員会、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合との連携の下で濃密な指導を行えるよう定期的な協議を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来の方向性について選択判断するとともに、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農業経営改善計画の認定を受けた農業者もしくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策等の指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する目標

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくために、枚方市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、府条例に基づく大阪版認定農業者や法人等を合わせて約3,600件を確保・育成するという目標を踏まえ、枚方市においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、枚方市への就農希望者に対して、農地については枚方市農業委員会による紹介、技術・経営面については大阪府中部農と緑の総合事務所や大阪府家畜保健衛生所、北河内農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に枚方市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、枚方市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[経営体営農類型]

No.	経営類型	規模実面積 (a)		内容	備考
		露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ (ハウス果菜類Ⅰ)	40		なす ハウス 40a きゅうり ハウス 36a	きゅうりハウスの一部 でなす育苗 (4a)
2	野菜専作Ⅰ (ハウス果菜類Ⅱ)	23		いちご ハウス 20a (育苗 3a)	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 (複合環境制御、CO ₂ 施設 用)
3	野菜専作Ⅱ (ハウス軟弱野菜専 作)	30		しゅんぎく周年 ハウス 延べ120a	
4	野菜専作Ⅲ (ハウス果菜類・軟 弱野菜)	40	15	トマト ハウス 20a しゅんぎく(秋冬) ハウス 延べ50a 葉ねぎ 露地 15a	
5	野菜専作Ⅳ (有機農業)	60	40	トマト ハウス 20a しゅんぎく ハウス 20a きゅうり 露地 20a さといも 露地 20a 玉ねぎ 露地 20a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り 収穫
6	花き専作 (切花専作)	40	20	球根類(フリジア等) ハウス 20a けいとう ハウス 20a (被覆フィルム除去後) 露地 20a	
7	酪農	25	16	乳用牛 (経産牛) 50頭 (育成牛) 4頭	牛舎等 400m ² 牛糞処理施設等 500m ² 搾乳機器一式

(1) 生産方式

ア 水稲

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化等により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や地球温暖化に適応できる高温耐性の強い品種の導入、減農薬栽培米等の生産を進めるため、れんげ草を肥料にして、化学肥料及び農薬の使用量を5割以下に抑え栽培されるエコレンゲ米（JAブランド）の普及・拡大に取り組む。

イ 野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、高付加価値型生産及び直売等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や農地の集積・集約による生産効率化を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化やスマート技術の導入等を図り、生産量の増加や品質の向上、省力化等を進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業や有機農業を推進し、高付加価値型生産や農業分野における脱炭素の推進に努める。

ウ 果樹

施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の普及を進めるとともに、スマート農業技術や新しい剪定技術や整枝法の導入等による省力化と労力分散を進め、労働生産性の向上や担い手の確保・育成を図る。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料の低減や脱炭素に資する技術等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。

さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。

エ 花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化や消費者や市場のニーズに対応する開花調節や鮮度保持技術の導入を図る。

オ 酪農

施設整備を図り、住環境に配慮した畜産を可能にする飼養環境の整備に努めるとともに、省力化・合理化を図る。

カ 観光農業

消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。

また、農業公園や直売施設、市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、一体となった集客対策を推進する。

キ 有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、脱炭素やエシカル消費を嗜好する消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

経営の体質強化を図るため、経営管理能力の向上や雇用労働管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。

また、簿記記帳の導入や納税の青色申告の導入を始め、経営の合理化、健全化を進める。

(3) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センター等の活用を促すとともに、快適な労働環境の整備を支援するため、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を推進する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休息時間の確保等、機械の安全使用について、周知・啓発に努める。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標は本構想第2に掲げる指標に準ずるとする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

枚方市の農畜産物を安定的に生産し、枚方市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、枚方市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 枚方市が主体的に行う取り組み

枚方市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、大阪府中部農と緑の総合事務所、枚方市農業委員会、北河内農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための窓口、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着ま

で一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談窓口を枚方市農業振興課に設置するとともに、枚方市が主体となって、大阪府中部農と緑の総合事務所、枚方市農業委員会、北河内農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

枚方市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や大阪府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

枚方市は、大阪府中部農と緑の総合事務所、枚方市農業委員会、北河内農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

ア 大阪府農業会議、農地中間管理機構、枚方市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

イ 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

枚方市は、大阪府中部農と緑の総合事務所、枚方市農業委員会、北河内農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府中部農と緑の総合事務所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、北河内農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、大阪府及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供するとともに、後継者となる者（新規就農希望者等）の情報提供を求める。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、枚方市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や、第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標を概ね40%程度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市域面積のうち約1割が農地で、うち約9割が水田であり、農地の利用形態は水稻が最も多い。その中にありながら、大消費地に近接しているという立地条件を生かし、施設園芸、軟弱野菜の生産等収益性の高い農業経営を行っている農家があり、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

農地の減少、担い手の高齢化や後継者不足など、担い手対策が課題となっている。従来から農地銀行による農地の流動化等を図ってきているが、担い手への面的集積や遊休農地対策などにより積極的な施策対応が求められる。一方、安心・安全な食品を求める消費者ニーズは高まっている。このため、ひきつづき環境にやさしい農業を進め、生産者の顔が見え、地域でとれた農産物の地域での消費を進める「地産地消」の推進により、地域と調和を図りながら、農業経営の確立をしていくことを目指し、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等枚方市の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取り組み内容及び関係機関及び関係団体との連携等

枚方市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者等の効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

エ 環境にやさしい農業及び地産地消の推進

オ 地域計画の策定と見直し

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会による関係機関との間で農地に係る情報の共有を進めるとともに、枚方市農業委員会、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等と連携を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

枚方市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、枚方市農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

枚方市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域計画推進事業

(2) 農地中間管理事業と特例事業の実施を促進する事業

(3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

地域計画は、話し合いにより、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び

特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進することで、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものであることから、積極的にこれを活用していく。

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、枚方市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

イ 参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、北河内農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

ウ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を枚方市農業振興課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画を策定する区域は、農業上の利用が行われる農用地等の区域で北河内農業協同組合の支店管内を単位とし、蹉跎、川越、山田、牧野、招提、津田、菅原、氷室（杉、穂谷、尊延寺）の10地区を基準とする。

その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることも検討する。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

枚方市は、地域計画の策定に当たって、大阪府、枚方市農業委員会、農地中間管理機構、北河内農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理事業と特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 枚方市は、府下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う（一財）大阪府みどり公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 枚方市、枚方市農業委員会、北河内農業協同組合は、（一財）大阪府みどり公社が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

枚方市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観

点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等が組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定（農業経営基盤強化促進法の基本要綱、参考様式第6-1号）の認定申請書を枚方市に提出して、農用地利用規程について枚方市の認定を受けることができる。

イ 枚方市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4)のアの(イ)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 枚方市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を枚方市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて、農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という）又は当該団体の構成員の所有する農用

地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のイに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- (エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 枚方市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のイの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のイの認定をする。

- (ア) イの(イ)に掲げる目標が(4)のイの(イ)の実施区域内の農用地の相当部分についての利用の集積をするものであること。
- (イ) 申請者の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

ア 枚方市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 枚方市は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府中部農との総合事務所、枚方市農業委員会、北河内農業協同組合、農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）等の指導・助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、以下のとおり、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

(1) 農作業の受委託の促進

枚方市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

枚方市は、1から6までに掲げた事項の推進及び地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び特例事業の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

また、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることし、転作を契機とした地域の土地利用の見直し等を通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、枚方市農業委員会、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合、土地改良区等と連携を図る。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

枚方市は、枚方市、枚方市農業委員会、大阪府中部農と緑の総合事務所、北河内農業協同組合で構成する枚方市農業振興協議会において農業経営基盤強化促進事業の円滑、かつ効果的な実施及びその推進方策について協議し、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

イ 農業委員会等の協力

枚方市農業委員会及び北河内農業協同組合は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、枚方市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施上必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成7年3月17日から施行する。
- 2 枚方市農用地利用増進事業実施方針（昭和60年12月24日大阪府知事承認）は、廃止する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成25年11月1日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和6年3月29日から施行する。